

○海上自衛隊債権管理事務取扱規則

平成19年3月28日
海上自衛隊達第12号

改正

平成19年8月24日 海上自衛隊達第24号 平成20年7月25日 海上自衛隊達第45号
平成21年5月20日 海上自衛隊達第56号 令和4年3月16日 海上自衛隊達第10号
令和6年3月21日 海上自衛隊達第14号

防衛省債権管理事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第107号）第75条の規定に基づき、海上自衛隊債権管理事務取扱規則を次のように定める。

平成19年3月28日

海上幕僚長 海将 吉川 榮治

海上自衛隊債権管理事務取扱規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 債権の管理の機関（第3条—第9条）
- 第3章 債権の管理の準則（第10条—第15条）
- 第4章 雑則（第16条—第18条）

附則

第1章 総則

（通則）

第1条 海上自衛隊における債権の管理に関する事務の取扱いについては、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号。以下「法」という。）その他の法令等に定めがあるもののほか、この達の定めるところによる。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 特定分任歳入徴収官等 俸給等から控除する食事代、被服弁償金、被服支給代払込金又は公務員宿舍使用料に係る歳入金債権の管理に関する事務を行う、防衛省債権管理事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第107号。以下「訓令」という。）第2条に規定する特定分任歳入徴収官等をいう。
- 債権発生通知義務者 法第12条の規定により歳入徴収官等に債権の発生又は国への帰属に関する通知を行うべき者をいう。

- (3) 債権管理簿（債権発生通知書） 訓令第68条に定める債権管理簿（債権発生通知書）をいう。
- (4) 債権発生（帰属）通知書 歳出金若しくは前渡資金の返納金に係る債権又は特定分任歳入徴収官等の所掌に係る債権以外の債権の発生（帰属）に関し、債権発生通知義務者が主任歳入徴収官等に送付する訓令別記第7号書式の債権発生（帰属）通知書をいう。
- (5) 異動 俸給支給機関を異にして他の部隊等（海上自衛隊以外の防衛省内の組織を含む。）に所属換え又は当該部隊等において俸給等の支給を受けることとなる臨時勤務、入校、教育入隊、入院若しくは原隊復帰をいう。
- (6) 歳出戻入金債権 官署支出官の取り扱う歳出金に戻入する返納金に係る債権をいう。
- (7) 前渡資金返納金債権 資金前渡官吏の取り扱う前渡資金に戻入する返納金に係る債権をいう。

第2章 債権の管理の機関

（債権管理事務の委任等）

第3条 防衛大臣の委任に基づく歳入徴収官等の指定官職及びその所掌事務の範囲は、別表第1のとおりとし、海上幕僚長の任命に基づく歳入徴収官等の代行機関の指定官職は及びその所掌事務の範囲は、別表第2のとおりとする。

（特定分任歳入徴収官等の債権の引継ぎ）

第4条 特定分任歳入徴収官等は、隊員が異動したときは、その所掌する債権について、異動先の部隊等の特定分任歳入徴収官等に引き継ぐものとする。ただし、おおむね30日を超えない異動であつて、かつ、当該会計年度内に原隊復帰することが確実であり、当該会計年度内に消滅させることができる債権については、引継ぎを行わないことができる。

2 特定分任歳入徴収官等は、前項前段の規定に基づき債権を引き継ぐときは、債権管理簿（債権発生通知書）3部を作成の上、1部を控えとし、他の2部を異動先の部隊等の特定分任歳入徴収官等に送付する。ただし、公務員宿舍使用料に係る債権を引き継ぐときは、別に写し1部を作成し、その宿舍を管理する部隊等の長に送付するものとする。

3 前項の規定に基づき、債権管理簿（債権発生通知書）の送付を受けた特定分任歳入徴収官等は、1部を債権管理簿として保管し、他の1部に債権の引継ぎを受けた旨の証明をして、引継ぎをした特定分任歳入徴収官等に速やかに返送するものとする。

（前渡資金返納金債権の引継ぎ）

第5条 資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏（以下「資金前渡官吏等」という。）は、隊員が異動した場合において、異動先の資金前渡官吏等に前渡資金返納金債権を引き継ぐときは、前条の規定を準用する。この場合において、特定分任歳入徴収官等とあるのは、資金前渡官吏等と読み替えるものとする。

（歳入徴収官への債権の引継ぎ）

第6条 特定分任歳入徴収官等は、その所掌に係る債権について、次の各号の一に該当するときは、自己の所属する歳入徴収官に当該債権を引き継ぐものとする。

- (1) 債務者から債権金額を現金で徴収するとき。
- (2) 俸給等以外の国の債務と債権金額を相殺するとき。
- (3) 当該会計年度の3月末日までに債権が消滅する見込みがないとき（公務員宿舍使用料債権にあっては、歳入徴収官が3月末日までに徴収決定したものを4月分の俸給等から控除する場合を除く。）。
- (4) 債務者である隊員が防衛省以外の省庁に転出したとき。

2 前条の規定に基づく債権の引継ぎの事務処理については、第4条第2項及び第3項の規定を準用する。

（歳入外債権の歳入組入れ）

第7条 資金前渡官吏等は、その所掌する前渡資金返納金債権で納入の告知を行ったものが、納付されることなく出納整理期間を経過した場合には、直ちに返納金債権歳入組入通知書（別記様式第1）に返納金債権内訳明細書（別記様式第2）を添付して所属する歳入徴収官に送付するものとする。

2 官署支出官は、その所掌する歳出戻入金債権で納入の告知を行ったものが、納付されることなく出納整理期間を経過した場合には、前項に準じて処理するものとする。

3 官署支出官又は資金前渡官吏等は、出納整理期間経過後に発生し、又は発見した返納金については、債権発生（帰属）通知書に返納金債権内訳明細書を添付し、所属する歳入徴収官に対して債権の発生通知を行うものとする。

（代行機関が事務処理をする場合の取扱い）

第8条 代行機関は、指定された債権の管理に関する事務を処理するときは、訓令第72条第1項の規定に基づき、決議書に「代行機関専決処理」の印をもって表示し、歳入徴収官等の決裁欄を消した上、代行機関の決裁欄に当該専決者の認印を押し、決裁したことを明らかにするものとする。ただし、歳入徴収官等代理として指定されている場合において、当該職務を執行するときは、訓令第5条第4項の規定によるものとする。

（代行機関の事務を歳入徴収官等が処理すべき場合の取扱い）

第9条 主任歳入徴収官等又は歳入徴収官等代理は、訓令第72条第2項の規定に基づき事務を処理する場合において、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「令」という。）第5条の2第5項に該当するときは「債権令第5条の2第5項該当」と関係書類に表示するものとする。

第3章 債権の管理の準則

（債権の種類、債権発生年度区分、債権発生通知義務者等）

第10条 債権の種類、債権発生年度区分、債権発生通知義務者、債権発生通知先、債権発生通知の時期等は、別表第3のとおりとする。

（特定分任歳入徴収官等の所掌する債権が俸給等から控除できない場合の債権発生通知）

第11条 特定分任歳入徴収官等の所掌する債権に係る債権発生通知義務者（次項において「特定債権通知義務者」という。）は、債務者である隊員の防衛省以外の省庁への転出その他の事由により、特定分任歳入徴収官等において俸給等から控除することができないと認めるときは、当該特定分任歳入徴収官等を経由して、これを管轄する歳入徴収官に対して債権の発生通知を行うものとする。

2 特定債権通知義務者は、債務者である隊員が既に異動した後であっても、異動先の特定分任歳入徴収官等において俸給等から控除ができると認めるときは、当該特定分任歳入徴収官等に対して債権の発生通知を行うものとする。

（変更又は取消しに係る異動通知書の送付）

第12条 債権発生通知義務者は、債権（公務員宿舍使用料債権を除く。）の発生通知をした後、当該債権の発生通知に係る記載事項を変更する必要がある場合は、遅滞なく訓令第24条第2項に基づく異動通知書（当該事項を朱書した債権発生（帰属）通知書）又は債権管理簿（債権発生通知書）を作成して、当該債権を現に管理する歳入徴収官等に送付するものとする。

2 公務員宿舍使用料債権に係る債権発生通知義務者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく債権額変更通知書（別記様式第3）を作成して、当該債権を現に管理する歳入徴収官等に送付するものとする。

- (1) 使用者が退居したとき。
- (2) 使用料に増減を生じたとき。
- (3) 使用者が防衛省以外の省庁に転出したとき。
- (4) 使用者が職員でなくなったとき、又は死亡したとき。

（出納官吏に対する債権金額等の通知）

第13条 債権発生通知義務者は、歳入徴収官等に債権の発生通知を行う場合、次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる出納官吏に対して債権発生（帰属）通知書の写し又は債権管理簿（債権発生通知書）の写しを送付するものとする。ただし、当該歳入徴収官等が当該出納官吏である場合は、この限りでない。

- (1) 債務者が債権金額を収入官吏に納付するとき 当該収入官吏
- (2) 資金前渡官吏等が国の債務と債権金額とを相殺するとき 当該資金前渡官吏等
（少額債権の納入の告知の延期）

第14条 歳入徴収官等は、歳入外債権について隔地にある債務者に対して返納金納入告知書又は返納金納付書を発する場合において、令第13条第2項に規定する同一債務者に対する債権金額の合計額が書留（簡易書留を除く。）による郵便料を超えないときは、当該債権と相殺できる国の債権が発生するか又は口頭による納入の告知により歳出金若しくは前渡資金に戻入することができる状態が発生するまで納入の告知を延期することができる。

2 歳入徴収官等は、前項の規定により納入の告知を延期した債権が当該会計年度を経過したときは、当該歳入徴収官等が所属する歳入徴収官に対して債権の発生通知を行わな

ければならない。

(強制履行の請求等の手続)

第15条 歳入徴収官等が債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号。以下「省令」という。）第21条の規定に基づき法務大臣に対して強制履行の請求等を行う場合の手続については、別に定める。

第4章 雑則

(申請書等の提出)

第16条 主任歳入徴収官等が、防衛大臣又は債権管理総括機関に対して、省令第40条第2項、訓令第13条、第17条、第19条、第34条、第37条第1項、第38条第2項、第42条第1項、第44条第2項、第45条第1項、第46条第1項又は第66条第1項の規定に基づき申請書等を提出する場合は、正1部及び副1部（債権現在額通知書にあつては、正1部及び副2部）を作成して、経由先として海上幕僚長（債権現在額通知書又は債権みなし消滅整理報告書にあつては海上幕僚監部総務部経理課長）と表示し、海上幕僚監部総務部経理課長に送付するものとする。この場合において、債権現在額通知書及び債権みなし消滅整理報告書にあつては、翌年度の6月15日までに、その他の申請書等にあつては、その都度速やかに送付するものとする。

2 主任歳入徴収官等が、徴収停止、履行延期の特約（履行延期の特約に代わる即決和解を含む。）又は処分に関する整理をした場合、徴収停止を行ったときは徴収停止済報告書を、履行延期の特約又は処分に関する整理を行ったときは履行延期の特約又は処分済報告書を、それぞれ正1部及び副1部を作成して、翌月7日までに前項に準じて海上幕僚監部総務部経理課長に送付するものとする。

(現金及び物品亡失（損傷）報告書)

第17条 歳入徴収官は、会計法（昭和22年法律第35号）第42条又は物品管理法（昭和31年法律第113号）第32条の規定に基づき現金亡失（損傷）等の報告をしたもののうち、有償の裁定のあったものの処理状況について、現金及び物品亡失（損傷）処理状況報告書（別記様式第4）1部を作成して、翌年度の4月7日までに海上幕僚監部総務部経理課長に提出するものとする。

(債権調査確認決議書等)

第18条 歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第3条第4項の規定により歳入徴収官が歳入の調査決定に際し作成する書類は、別記様式第5による。

附 則

- 1 この達は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 海上自衛隊債権管理事務取扱規則（昭和51年海上自衛隊達第21号）は廃止する。

附 則〔平成19年8月24日海上自衛隊達第24号〕

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則〔平成20年7月25日海上自衛隊達第44号〕

この達は、平成20年7月30日から施行する。

附 則〔平成21年5月20日海上自衛隊達第56号〕

この達は、平成21年5月20日から施行する。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、平成に係る報告、通知等を行う場合にあっては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「令和」とあるのは、「平成」と読み替えるものとする。
- 3 この達の施行前に次の各号に掲げる規定により交付又は再交付された航空業務の停止又は復帰に関する証明書、身分証明書、予備自衛官手帳、予備自衛官補手帳、ボイラー検査証及び圧力容器検査証の様式については、この達による改正後の当該様式にかかわらず、この達の施行日以後においても、なお従前の例による。
 - (1) 海上自衛隊航空身体検査実施規則第8条第1項
 - (2) 海上自衛隊における身分証明書に関する達第5条第1項、第5条の2第1項、第6条、第6条の2、第9条第2項又は第9条の2
 - (3) 海上自衛隊陸上ボイラー及び圧力容器取扱規則第39条第1項又は第74条第1項
- 4 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔令和4年3月16日海上自衛隊達第10号〕

この達は、令和4年3月17日から施行する。

附 則〔令和6年3月21日海上自衛隊達第4号〕

この達は、令和6年3月21日から施行する。

別表第1（第3条関係）

歳入徴収官等の指定官職等及び事務範囲表

1 歳入金に係る債権の管理に関する事務

歳入徴収官	歳入徴収官代理	事務の範囲	特定分任歳入徴収官	特定分任歳入徴収官代理	事務の範囲
海上幕僚監部隊 総務部長	海上幕僚監部 総務部副部長	海上幕僚監部、海上自衛隊東京業務隊、海上自衛隊幹部学校、海上自衛隊補給本部及び東京音楽隊の所掌に属する防衛省主管一般会計及び復興庁、防衛省その他の各省各庁所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入金の徴収に係る債権の管理に関する事務	海上自衛隊 東京業務隊会計科長 海上自衛隊 幹部学校会計課長 海上自衛隊補給本部 経理部長 東京音楽隊総務科長	当該部隊等で 海上自衛隊出納 官吏等配置任命 規則別表第2に 指定された資金 前渡官吏等の代 理に任命された 者	当該部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び復興庁、防衛省その他の各省各庁所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入金の徴収に係る債権の管理に関する事務のうち、訓令第48条から第60条に定める事務
海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長	海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部経理課長	横須賀地方総監部に在籍する艦艇並びに横須賀警備区に所在する海上自衛隊の部隊等（海上幕僚監部総務部長の事務の範囲の欄に掲げるものを除く。）及び自衛隊横須賀病院の所掌に属する防衛省主管一般会計及び復興庁、防衛省その他の各省各庁所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入金の徴収に係る債権の管理に関する事務	横須賀地方総監部に在籍する艦艇並びに横須賀警備区に所在する海上自衛隊の部隊等（海上幕僚監部総務部長の事務の範囲の欄に掲げるものを除く。）及び自衛隊横須賀病院に設置された資金前渡官吏等に任命された官職にある者		
海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長	海上自衛隊 呉地方総監部 経理部経理課長	呉地方総監部に在籍する艦艇並びに呉警備区に所在する海上自衛隊の部隊等及び自衛隊呉病院の所掌に属	呉地方総監部に在籍する艦艇及び呉警備区に所在する海上自衛隊の部隊等に設		

		する防衛省主管一般会計及び復興庁、防衛省その他の各省各庁所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入金の徴収に係る債権の管理に関する事務	置された資金前渡官吏等に任命された官職にある者	
海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長	海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部経理課長	佐世保地方総監部に在籍する艦艇及び佐世保警備区に所在する海上自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び復興庁、防衛省その他の各省各庁所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入金の徴収に係る債権の管理に関する事務	佐世保地方総監部に在籍する艦艇並びに佐世保警備区に所在する海上自衛隊の部隊等に設置された資金前渡官吏等に任命された官職にある者	
海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長	海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部経理課長	舞鶴地方総監部に在籍する艦艇並びに舞鶴警備区に所在する海上自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び復興庁、防衛省その他の各省各庁所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入金の徴収に係る債権の管理に関する事務	舞鶴地方総監部に在籍する艦艇並びに舞鶴警備区に所在する海上自衛隊の部隊等に設置された資金前渡官吏等に任命された官職にある者	
海上自衛隊 大湊地方総監部 経理部長	海上自衛隊 大湊地方総監部 経理部経理課長	大湊地方総監部に在籍する艦艇並びに大湊警備区に所在する海上自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び復興庁、防衛省その他の各省各庁所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入	大湊地方総監部に在籍する艦艇及び大湊警備区に所在する海上自衛隊の部隊等に設置された資金前渡官吏等に任命された官職にある者	

		の徴収に係る債権の管理に関する事務			
--	--	-------------------	--	--	--

2 歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務

官署支出官	官署支出官代理	事務の範囲
海上幕僚監部総務部長	海上幕僚監部総務部副部長	海上幕僚監部の所掌に属する歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務

3 前渡資金に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務

資金前渡官吏	事務の範囲	分任資金前渡官吏	事務の範囲	備考
海上自衛隊東京業務隊 会計科長	当該部隊等の所掌に属する前渡資金に戻入する返納金の債権の管理に関する事務	海上自衛隊幹部学校会計課長 東京音楽隊総務科長	当該部隊等の所掌に属する前渡資金に戻入する返納金の債権の管理に関する事務	資金前渡官吏等の代理は、海上自衛隊出納官吏等配置任命規則別表第2による
海上自衛隊補給本部 経理部長				
海上自衛隊艦船補給処 管理部長				
海上自衛隊航空補給処 管理部長				
砕氷艦補給長				
国外等に設置された 資金前渡官吏				

<p>海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長</p>	<p>横須賀地方総監部に在籍する艦艇並びに横須賀警備区に所在する海上自衛隊の部隊等（海上自衛隊幹部学校会計課長、東京音楽隊総務科長を除く。）及び自衛隊横須賀病院に設置された分任資金前渡官吏に任命された官職にある者</p>	
<p>海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長</p>	<p>呉地方総監部に在籍する艦艇及び呉警備区に所在する海上自衛隊の部隊等に設置された分任資金前渡官吏に任命された官職にある者</p>	
<p>海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長</p>	<p>佐世保地方総監部に在籍する艦艇並びに佐世保警備区に所在する海上自衛隊の部隊等に設置された分任資金前渡官吏に任命された官職にある者</p>	
<p>海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長</p>	<p>舞鶴地方総監部に在籍する艦艇並びに舞鶴警備区に所在する海上自衛隊の部隊等に設置された分任資金前渡官吏に任命された官職にある者</p>	
<p>海上自衛隊 大湊地方総監部 経理部長</p>	<p>大湊地方総監部に在籍する艦艇及び大湊警備区に所在する海上自衛隊の部隊等に設置された分任資金前渡官吏に任命された官職にある者</p>	

別表第2（第3条関係）

歳入徴収官等の代行機関の指定官職等及び事務範囲表

1 歳入金に係る債権の管理に関する事務

部 隊 等	歳入徴収官の代行機関	歳入徴収官代理の代行機関	事 務 の 範 囲
海上幕僚監部	総務部経理課長	総務部経理課長	<p>海上幕僚監部、海上自衛隊東京業務隊、海上自衛隊幹部学校、海上自衛隊補給本部及び東京音楽隊の所掌に属する防衛省主管一般会計及び復興庁、防衛省その他の各省各庁所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の、次の各号に掲げる歳入金の徴収に係る債権の管理に関する事務</p> <p>1 （目）防衛省病院収入、自衛隊衛生貸費学生等貸与金償還金、公務員宿舍貸付料、寄宿料、飛行場及航空保安施設使用料収入、延納利子収入、授業料、残飯売払代、労働保険料被保険者負担金、小切手支払未済金収入及び給食費受入</p> <p>2 （目）船舶売払代、土地水面貸付料、著作権及特許権等収入、受託調査及試験収入及び不用物品売払代に属するものにおいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第5号から第7号までの規定に該当する事務で、それぞれに定められた金額を超えないもの。</p> <p>3 （目）弁償及違約金、返納金、延滞金及び雑収に属するものにおいて、予決令第99条第5号に定められた金額を超えないもの。</p>
各地方総監部	経理部経理課長		<p>当該地方総監部に在籍する艦艇並びに各警備区に所在する海上自衛隊の部隊等（海上幕僚監部の事務の範囲の欄に掲げるものを除く。）及び自衛隊横須賀、呉病院の所掌に属する防衛省主管一般会計及び復興庁、防衛省その他の各省各庁所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の、次の各号に掲げる歳入金の徴収に係る債権の管理に関する事務</p> <p>1 （目）防衛省病院収入、公務員宿舍貸付料、寄宿料、飛行場及航空保安施設使用料収入、延納利子収入、授業料、残飯売払代、労働保険料被保険者負担金、小切手支払未済金収入及び給食費受入</p> <p>2 （目）船舶売払代、土地水面貸付料、著作権及特許権等収入、受託調査及試験収入及び不用物品売払代に属するものにおいて、予決令第99条第5号から第7号までの規定に該当する事務で、それぞれに定められた金額を超えないもの。</p>

			3 (目) 弁償及違約金、返納金、延滞金及び雑収に属するものにおいて、予決令第99条第5号に定められた金額を超えないもの。
--	--	--	---

2 歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務

部 隊 等	官署支出官の代行機関	官署支出官の代理の代行機関	事 務 の 範 囲
海上幕僚監部	総務部経理課長	総務部経理課長	海上幕僚監部の所掌に属する防衛省所管一般会計歳出予算について、官署支出官の代行機関が行った支出の決定で、歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務

別表第3 (第10条関係)

債権の種類・債権発生年度区分・債権発生通知義務者・債権発生通知先・
債権発生の時期等一覧表

区分	債権の種類				歳入 目	内容	債権発生年度 区分(歳入発 生年度区分)	債権発 生通知 義務者	債権発 生通知 先	債権発生 通知の時 期	債権発生 通知書書 式	添付書類等	備考
	部	款	項	目									
歳 入 金 債 権	官業益 金及官 業収入	官業収 入	病院収 入	病院等 療養費 債権	防衛省 病院収 入	防衛省の病院 及び医務室にお ける診療収入 (注) 第三者の行為 により私傷病を 受けた自衛官の 診療費を、加害者 側(保険会社を含 む。)が直接国(病 院の窓口)に支払 う場合は、本科目 にて収納する。た だし、通常国が代 位請求権を取得 した当該診療費 に係る債権は、損 害賠償金債権と して取り扱う。	共済組合負担分 診療した月の 診療費を取りま とめた翌月初日 の属する年度	病院長 衛生隊 司令	所属歳 入徴収 官	共済組合 負担分 翌月5 日まで	訓令別記第7 号書式 (注) 窓口収納の 場合は、出納 官吏事務規程 第1号書式の 領収済報告書 (第3片)及 び診療費の明 細書をもって 代用する。	病院の場合 組合員等 病院療養経 費請求明細 書 医務室の場 合 組合員等 医務室診療 経費請求明 細書 (注) 上記請求 明細書の写 し1部を共 済組合支部 長あて送付 する。	
						病院等窓口収納 分 診療した日の 属する年度 (納入告知書 を発した日 又は現金を 収納した日 の属する年 度以下歳入 金債権に係 る区分につ いて同じ。)	航空基 地隊司 令 航空隊 司令又 は医務 室を有 する部 隊等(艦 船を含 む。)の 長	窓口収納 分 歳入徴 収官の口 頭告知に より、診 療の都 度		その他 診療の 都度			
						防衛省の病院 及び医務室にお ける老人保健法 (昭和57年法 律第80号)に基 づく診療収入	公費負担分 診療報酬支払 基金が発する支 払決定通知書を 受理した日の属 する年度			公費負担 分 支払決 定通知書 を受理し た日		一般の診療 収入の例に よるほか、支 払決定通知 書 (正、写)	
							病院等窓口収納 分 一般の診療収 入の例による。			窓口収納 分 一般の 診療収 入の例 によ			

					ACS Aに基づく防衛省の病院及び医務室における診療収入	診察した日の属する年度	役務提供部隊等の長	海幕歳 入徴収 官	る。 診療の都 度	訓令別記第7 号書式	病院の場合 受領証明 済役務受諾 証膳本の写 し及び組合 員等病院療 養経費請求 明細書 医務室の場 合 受領証明 済役務受諾 証膳本の写 し及び組合 員等医務室 診療経費請 求明細書
政府資産 整理収入	国有財産 処分収入	国有財産 売却収入	船舶売却 代償権	船舶売却 代償	普通財産（国有 財産）の売払いに よる収入及び交 換差金の収入	当該契約を締 結した日の属す る年度	契約担 当官等	所属歳 入徴収 官	当該契約 を締結し た日		売払契約書 その他関係 書類
	回収金 等収入	貸付金 等回収 収入	自衛隊 学資 与権	自衛隊 衛生学 貸与 等金	理学、工学、 医学及び歯学 の貸費学生が、 修学後自衛隊 に所定の期間 勤務しなかつ た場合の貸 与金の償還金 防衛医科大学 校卒業生が、 教育修了後所 定の期間勤続 しなかつ	返還請求権の 発生の原因とな る事実のあった 日の属する年度	（防衛 大臣）	海幕歳 入徴収 官	学資金返 還指示書 の日 一括償還 償還金の 金額等 通知書		学資金返還 指示書（写） 一括償還 償還金の 金額等通知 書（写）

					た場合の教育経費の償還金				発した日 分割償還		分割償還 償還金の 金額等通知 書(写)、償還 計画書(写) 及び分納承 認文書(写)
雑収入	国有財産 利用収入	国有財産 貸付収入	物件使用 料債権	建物及 物件貸 付料	国の行政財産 等を貸付契約 によらず、使用 許可の処分によ ってその対価と して徴収する使 用料及び物品の 貸付料	行政財産等の 使用を開始した 日又は物品の有 償貸付を開始し た日の属する年 度	使用許 可権者 の部の 長	所屬 歳 徴 収 官	当該使用 又は貸付 した者		国有財産使 用許可書 (写)又は物 品有償貸付 許可書(写)
					幹部隊舎使用 料	幹部隊舎使用 料の確定した日 の属する年度	入居許 可権者 の部の 長	正:所屬 歳入 徴収 官 写:資 金 前 吏 又 は 官 吏	毎月分: 翌月5日 まで 中途退去: 退去が決 定した日		幹部隊舎使 用料内訳書
			公務員 宿舎使 料債権	公務員 宿舎貸 付料	防衛省職員に 対して貸与した 公務員宿舎の使 用料	宿舎使用料の 納期末日の属 する年度 (納期末日の属 する年度)	宿舎を 維持す る部の 長の	特定分 任歳入 徴収官	毎年4月1 日現在の 当該年度 分: 4月5日 まで 年度途中 の入居: 入居が決 定した日	訓令別記第11 号書式	(注)宿舎使 用料の変更 等は、別に 債権額変更 通知書を受 理した後、 管理簿を補 正する。

				国有財産使用収入	寄宿料債権	寄宿料	防衛省が委託を受けて、隊員以外の者に教育訓練を行うために、営舎に居住させる場合の寄宿舎	営舎に寄宿した月の属する年度	営舎を管理する等の長	所属歳収 徴収官	毎月分：翌月5日まで 中途退去：退去が決定した日	訓令別記第7号書式		
					物件使用料債権	飛行場及び航空施設使用料収入	防衛省が管理する飛行場及びその施設の一部を他に使用させる場合の使用料（航行援助施設の利用料を含む。）	飛行場等を使用した日の属する年度。取りまとめ納付の場合は、翌月初日の属する年度。	飛行場等を維持管理する等の長		即納の場合：使用した日 1箇月分取りまとめ納付分：翌月5日		飛行場使用料算定調書	
				利子収入	利息債権	延納利子収入	国の財産の売払代の延納を認められた場合に徴収する利息	当該契約を締結した日の属する年度	契約担当官等		契約を締結した日から5日以内		契約書（写） その他関係書類	
							国の債権の履行延期の特約等を許可した場合に徴収する利息	当該延納利息が確定した日の属する年度	歳入徴収官等	所属歳収 徴収官	延納利息の金額が確定した日		履行延期の特約承認書（写）	
諸収入	授業料及入学検定料	授業料債権	授業料	防衛省が委託を受けて隊員以外の者に教育訓練を行う場合に徴収する授業料	教育を開始する日（2会計年度以上の場合は、年度初日）の属する年度	海上幕僚監部教育課長教官等 又 教育部長教官等 又 教育部の長	所属歳収 徴収官	教育訓練を実施する日の前日まで		海上幕僚長から教育実施部隊等への通知文書（写）				

弁償及返納金	損害賠償金債権	弁償及違約金	第三者の行為により公務中被災（通勤災害を含む。）した隊員に係る公務災害補償費の代位請求に伴う損害賠償金	被災隊員に対し、公務災害補償費を支払った日の翌日（部内病院等の診療分：療養費の確定した日）の属する年度	公務災害（通勤を含む。）の認定権者
			第三者の行為により非公務中被災した隊員に係る療養の給付（療養費の支給を含む。）分の代位請求に伴う損害賠償金	被災隊員に対する療養の給付を行い、当該療養費を支払った日の翌日（部内病院等の診療分：療養費の確定した日）の属する年度	療養実施機関の長
			隊員等が第三者に対し、損害を与え、国が使用者として賠償した場合に、隊員等に求償する損害賠償金	被災第三者に対し、賠償金を支払った日の翌日の属する年度	当該賠償認定者
			宿舎使用者が宿舎を明け渡さないため又は滅失・損傷若しくは汚損したため発生する損害賠償金	宿舎の不法占拠又は滅失・損傷等の事実があった日の属する年度	宿舎を管理する等宿舎維持部の長
			物品の亡失・損	物品の亡失・損	物品供

当該公務災害補償費を支払った日又は和結した日から5日以内
当該療養費を支払った日又は和結した日から5日以内
当該賠償金を支払った日から5日以内
宿舎明け渡しの翌日又は賠償金決定すべき日
裁定書を

公務災害補償通知書（写）又は和解契約書その他関係書類	
診療報酬請求明細書又は和解契約書その他関係書類	
認定書（写）その他関係書類	
当該損害賠償金の計算の基礎を明らかにした書類	
物品亡失（損	

		場合の弁償金							
		物品管理職員の物品亡失又は損傷の場合の弁償金	裁定した日の属する年度	物品供用官(物品供用官のいない等)の物品管理官		裁定書を受理した日		裁定書(写)	
		物品使用職員の物品亡失又は損傷の場合の弁償金							
		被服の亡失又は損傷の場合の弁償金			特定分任歳入徴収官等		訓令別記第9号書式		
返納金債権	返納金	前年度以前に支払った過誤による返納金又は前年度における重大な過失による返納金	過誤払いをした日の属する年度は、精算超過額を確定した日の属する年度	官署支資渡又前官吏契約官は担当	所属歳収徴収官	過誤が払明又は確定した日	訓令別記第7号書式	計算の基礎を明らかにした書類	
		前年度以前に支払った若年退職に係る返納金	返納請求権の発生原因となった日の属する年度	若年退職給付金の支給関係		若年退職給付金の返納通知書又は決定書		若年退職者給付金返納通知書(写)	

			日の属する年度						
防衛省 職員食費 給受入	食費 給受入	隊員が食事の有料支給を受けたときの食事代	喫食月の翌月初日(退職者は喫食月の属する年度)	給食実 施機 関の 長	特 定 分 入 官 徴 収 等	翌月5日 までの(退 職者 は退 職 の 日)	訓令別記第8 号書式		
		自衛隊員以外の者に支給する食事代	喫食月の初日の属する年度			正:所属 歳入徴 収官 写:収入 官吏			
		教育訓練を受ける者に支給する食事代			翌日5日 は又 は訓 練し た日				
		ACSAに基づき提供する食事代	提供した日及び償還を合意した日の属する年度	役務提 供部 等の 長	海幕歳 入徴 収 官	必要の都 度	受領証明済 役務受諾証 謄本の写し 及び計算の 内訳		
費用弁 償金 権	雑収	電気及び水道等について業者等に利用させた場合、その費用を負擔させるため徴収する料金又は市中銀行への預金した場の預金利子等	業者等に利用させた日又は預金した日の属する年度	契約担 当官は 前資 渡 官吏	所 属 歳 入 徴 収 官	発生した 速度や かに (当月分 をとり まと めとき :翌月5 日まで)	計算の基礎 を明らかに した書類		

自隊給水 使用料内訳 書	
受領証明 済役務受諾 証膳本の写 し及び計算 の内訳	
公務災害 補償通知書 (写)等	
留学費用 の償還に関 する通知書 (写)	

取材、見学等により部外者が隊内に宿泊した場合の電気料等	宿泊日の属する年度	広報実 施担当 官		発生した 年度速 やかに
隊員に対する自隊給水の使用料	当該金額を確定した日の属する年度	当該施設 の提供を 受ける事 務担当官	正:所属 歳入徴収 官 写:資金 前渡官 吏収入 吏	当該月分 を取り翌 月まで 5日以内 (退居者 はその日)
ACSAに基づき提供した役務に係る費用を米軍から徴収する料金	提供した日及び償還を合意した日の属する年度	役務提供 部長等	海幕歳 入徴収 官	必要の都 度
通勤災害補償費の一部(初診料相当分)の個人負担分	通勤災害補償費を確定した日の属する年度	認定権 者	正:所属 歳入徴収 官 写:資金 前渡官 吏	認定した 日
隊員が留学等の後、自衛隊に所定の期間勤務しなかった場合の償還金	償還請求権の発生の原因となった日の属する年度	海上幕 僚監部 人事教 育部長	海幕歳 入徴収 官	留学費用 の償還に 関する通 知書の日

国家公務員 通勤災害 一部負担 金償還 権	
留学費用 償還 金償還 権	

歳入 外債 権	歳入外債権	歳出入債権	歳出入債権	返納金債権		官署支出官が当該年度内に過誤払いとなった歳出の金額(重大な過失によるものを除く。)を支出した歳出の金額に戻入する返納金	当該金額を支払った日又は概算払い等に係るものは、精算した日の属する年度	支出行為担当官	海幕歳収 入徴収 (支出官)	過払い又は等した確定した日		返納金債権内訳明細計算書の基礎とした書類
	前渡資金返納金債権	前渡資金返納金債権	前渡資金返納金債権	返納金債権		資金前渡官吏が当該年度内に過誤払いとなった前渡資金の額(重大な過失によるものを除く。)を支払った前渡資金の金額に戻入する返納金	当該金額を支払った日又は概算払い等に係るものは、精算した日の属する年度	資金前渡官吏、支出行為担当官又は約官等	主任歳収又分入徴収官等		訓令別記第10号書式又は給与移ちようによる控除依頼文書	

別記様式第1（第7条関係）

返納金債権歳入組入通知書

							第	号
歳入徴収官 殿				資金前渡官吏等				
歳入徴収官			発議者	資金前渡官吏等				発議者
接受年月日	. . .			決議年月日	. . .			
下記の前渡資金返納金債権を歳入に組入れられたく通知する。 記								
債 務 者	住所又は 所属部隊名							
	階 級		氏 名					
債 権 金 額	円			過払いをした資 金前渡官吏等名				
発 生 原 因								
債 権 発 生 年 月 日	. . .			債権発生通知を受 けた年月日	. . .			
返納金納入告知書 発行年月日	. . .			履 行 期 限	. . .			
返納金納付書発行 年月日	. . .			履 行 期 限	. . .			
備 考								

注1 債務者が多数あるとき、又は各欄に記載すべき事項が多いときは、別紙明細書を添付する。

2 歳出戻入金債権の場合は、必要箇所を読み替えて使用する。

別記様式第2（第7条関係）

返納金債権内訳明細書

債務者	部隊等（住所） 階級及び氏名				
内 訳	歳 出 科 目		支 払 済 額	正 当 支 給 額	差 引 返 納 額
	目	目の細分			
			円	円	円
	合 計				
支 払	年 月 日	・ ・	資金前渡 官吏名		
返 納	理 由				
	算 定 方 式				
備 考					
上記のとおり相違ないことを証明する 年 月 日 官職 氏 名					

注 備考欄には過払いをした当時の債務者の部隊等名、階級、本籍地、又は留守担当者住所氏名、債権者との折衝の経緯、督促状況及びその他参考となるべき事項を記載する。

別記様式第3（第12条関係）

債権額変更通知書

第 号
年 月 日

殿

部隊又は機関の名称

通知義務者官職氏名

債権に下記のとおり変更があったので通知する。

記

1 債権の種類「国家公務員宿舎使用料債権」

2 所属、氏名及び宿舎

所 属	階 級	氏 名	宿 舎 名	戸 番

3 変更の理由及び年月日

理 由	変更年月日	備 考

4 新使用料

毎 月 金 額 (1月使用料)	変 更 使 用 料	変 更 使 用 料 の 算 出 基 礎

5 その他

別記様式第 4 (第 17 条関係)

発簡番号

発簡 年 月 日

海上幕僚監部総務部長 殿

現金及び物品亡失(損傷)処理状況報告書

年 月 日提出

年度

歳入徴収官 官職 氏

名

事 項			会計法第 42 条の規定に基づく現金 亡失通知分				物品管理法第 32 条の規定に基づ く物品亡失(損 傷)通知分			
			歳入歳出金		歳入歳出外 現金		合 計			
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
前年度末弁償未済額 (A)				円		円		円		円
当 期 処 分 状 況	債 権 消 滅 処 置	弁 償 済 額								
		債 権 免 除 額								
		そ の 他 の 債 権 消 滅 額								
		計 (B)								
	そ の 他 の 処 理	徴 収 停 止 額								
		延 納 措 置								
		そ の 他								
当年度末弁償未済額 (A)-(B)										

注 1 記入要領

- (1) 前期末弁償未済額欄には、会計法第 42 条及び物品管理法第 32 条等の規定に基づき通知した現金並びに物品の亡失事故で前期末までに処分未済(国損等の補てんを要すべきもので補てん未済のものをいう。)の額を記入する。
- (2) 当該処分状況欄には、債権の消滅理由に該当する処置と消滅理由に該当しない処置に区分し記入する。
- (3) 当期末弁償未済額欄には、前期末弁償未済額から当期処理状況欄の債権消滅処置の額の合計額を控除した額を記入し、件数は、当期末における実際処理未済の件数を記入する。したがって、当期末弁償未済額欄には、当期中発生に係る弁償未済額は含まない。この額は次の報告書提出の場合に、加算して前期末弁償未済額欄に記入する。

別記様式第5（第18条関係）

					歳入調定書			
歳入 徴収官					発議者	調定年月日	調定番号第 号	
						年 月 日	発議年月日	
							年 月 日	
¥						納付者		
						納付場所	日本銀行本支店代理店又は歳入代理店	
年度	一般会計	防衛省主管	(部)	(款)	(項)	(目)		
納入告知書発行月日		年 月 日			納入告知書番号		第 号	
納 期		年 月 日			収 納 済		年 月 日	
納付目的								